

# COMMUNITY SCHOOL

**学校運営協議会の設置推進に向けた提言**

～地域とともにある学校づくりを目指して～

平成29年5月

山梨県教育委員会  
学校運営協議会設置推進委員会

# 目次

○ はじめに	2
○ 提言	3
留意事項	4
○ 参考資料	
I 学校運営協議会設置推進校等の取組	
1 成果	5
・体制づくりに関すること	
・学校運営協議会の運営に関すること	
・学校応援団等の既存の組織との関わりに関すること	
・学校評議員・学校関係者評価に関すること	
・教職員に関すること	
・児童生徒に関すること	
・学校が地域に貢献すること	
2 課題とその解決策例	7
・体制づくりに関すること	
・学校運営協議会の運営に関すること	
・学校応援団等の既存の組織との関わりに関すること	
・学校評議員・学校関係者評価に関すること	
・教職員に関すること	
・児童生徒に関すること	
・保護者に関すること	
・学校が地域に貢献すること	
・その他	
II 市町村教育委員会の推進方策	11
III 教育庁 教育事務所としての支援	
IV 教育庁 義務教育課としての支援	
V 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正にともない確認すべきこと	
○ 平成28年度 学校運営協議会設置推進委員会 推進員	12

# はじめに

教育基本法第13条に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と記されているように、教育は、学校のみで行われるものではなく、家庭や地域住民等の相互の連携協力の下に行われることが求められています。折しも、平成28年12月21日には、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」が出されました。

その中でも、「本答申は、学校を変化する社会の中に位置付け、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという『社会に開かれた教育課程』を目指す理念として位置付けることとしている。」と記されています。

また、今後、求められていく「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、学習指導要領等の実施に必要な人材や予算、時間、情報、施設・設備といった資源をどのように整えていくかという条件整備等が必要不可欠であり、その着実な推進が求められています。中でも、地域と学校の連携・協働に向けた改革については、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指して取組を一層推進・加速することとしています。

小学校・中学校の接続についても、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められ、「学校運営協議会や地域学校協働本部の会議等の合同開催などの機会を通して、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、学校、保護者、地域間で共有し必要に応じて改善を図ること。」としており、中学校区を一つの単位として小中学校が連携し、資質・能力の育成を図るために教育目標を設定して、9年間を見通した教育活動に取り組んでいくことが求められています。そのため、地域にも学校経営方針を示し、地域と協働しながら特色ある学校づくりを推進していく必要があります。

地域の人的・物的資源を学校の教育活動に生かす一方、地域づくりのために学校が持っている資源を生かすことも求められています。地域は学校と連携することにより、学校は地域にとってのメリットを持ち合わせているということを実感することで、学校と地域との結び付きはより強固なものになると考えられます。

今後も学校や子供たちを取り巻く状況は大きく変化することが予想されます。地域との連携はそれらの変化に振り回されることなく、時代の流れに順応し、かつ確固とした学校教育の推進に資するものと考えられます。地域との連携を深め、学校の教育活動の更なる充実を図るための組織的な取組を進めるために、学校運営協議会は不可欠であり、今後全ての学校において同様な取組が求められていくことが予想されます。

本提言は、本県の学校が学校運営協議会を設置する際の一助となることを願い、これまでの学校運営協議会設置推進校の取組を基にまとめたものです。教育委員会・学校・地域においては、本提言を、学校運営協議会の設置に向けた取組を推し進める際の参考にしていただければ幸いです。

平成29年5月  
山梨県教育委員会  
義務教育課長 嶋崎 修

# 提 言

- 1 教育委員会及び学校は、地域とともにある学校づくりの仕組みとして、学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の導入等を推進していく。教師、保護者、地域住民の共通理解を図るために、学校運営協議会についての研修会や説明会を行い、周知していく。
- 2 学校・家庭・地域は、学校で行われている活動を「地域とともにある学校の視点」で見直し、地域の特色を生かした取組としていく。学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）となることで、教育活動の一層の充実と地域創生が図られる取組としていく。
- 3 学校及び学校運営協議会は、学校の特色や地域の実情に応じて、地域住民、学校応援団、PTA、文化協会、ボランティア組織等と協力して、学習支援、児童生徒の安全確保、その他学校内外での取組を行う。
- 4 学校及び学校運営協議会設置準備のための組織は、既存の組織である「学校評議員」「学校関係者評価委員会」等の機能を、学校運営協議会に統合する方向で検討していく。
- 5 学校長は、学校の経営方針を示した「学校のグランドデザイン等」を分かりやすい表現で提示することにより、委員や保護者、地域住民等の理解を深める。また、学校運営協議会の名称について、地域に親しみやすいものにするように工夫することを検討していく。
- 6 学校運営協議会は、学校・家庭・地域が協働して運営するものであるため、教育委員会と学校とが連携し、学校とその関係者の考えを尊重して設置を進める。また、教育委員会は、先進校の事例や成功事例を多く集め、広報することにより普及・推進していく。
- 7 学校と地域は、連携・協働した活動を展開していく。学校が地域に貢献する活動をしていく際には、児童会・生徒会活動等の自発的・自治的な活動を重視して進めていく。
- 8 教育委員会及び学校運営協議会設置準備のための組織は、学校運営協議会における教職員の任用に関する意見の取扱いについて、目指したい学校や地域づくりのために必要な人材確保につながるよう検討していく。その際、学校長の同意を得ることや現在所属している教職員個人を特定しない形で意見を述べることを前提とした上で、教育委員会規則や学校運営協議会設置要項等に記すことについても検討していく。
- 9 教育委員会及び学校、学校運営協議会は、地域の活性化を促進するため、学校の教育活動等を通して、地域住民同士の交流を深める機会がもてるよう検討していく。

## 留意事項

### ○初めて学校運営協議会を始める際の留意点について

- ・地域の実情に応じて、委員を少人数から始めることも考慮する。「小さく立ち上げ、大きく育てる」という考え方もある。また、既存の組織の活用や教育活動の位置付けを再編成すること等により、学校運営協議会設置に伴う教職員の負担を少しでも軽減できる取組とする。

### ○協議会活動のすすめ方について

- ・学校運営協議会が、主体的・協働的な活動になるようにする。委員の数が6名を超えるような場合は、小グループ（3名、又は4名程度）による協議を経て、その内容を全体で共有することにより、協議内容を深めるなど、「熟議（熟慮と議論）」の方法を取り入れる。  
（「コミュニティ・スクールって何?!」<sup>1</sup> p.9 参照）

### ○委員、教員の主体性を重視することについて

- ・委員自身が、「学校のために何ができるか」という視点を持てるように配慮する。また、学校も「地域のために何ができるか」という視点を大切にす。その際、教職員や児童生徒自身が主体的に関われるようにする。

### ○提言3にある「地域」の考え方について

- ・通常、「地域」といった場合の範囲は、通学区が想定される（地理的な地域コミュニティ）。他方、学校やその地域の実情に応じて、何らかのつながりのある通学区外の人や団体等による支援が期待できる、あるいは有効であると見なされる場合には、その支援を学校運営協議会の活動に柔軟に組み込むことも考えられる（人と人のネットワークとしての地域コミュニティ）。

---

<sup>1</sup> 「コミュニティ・スクールって何?!」平成27年7月 文部科学省 初等中等教育局参事官付 から出されている冊子。

## 参 考 資 料

### I 学校運営協議会設置推進校等の取組

#### 1 成果

##### ○体制づくりに関すること（委員の選び方、委員への報酬、組織等に関すること）

- ・先進校の事例を参考にしながら、体制づくりを進めることができた。
- ・教員経験者、学校評議員や各種団体（青少年の育成に関わる組織、自治会等）の代表、地域住民を委員に選出することで、それぞれの観点から意見を集めることができた。
- ・地域の人財<sup>2</sup>や団体を学校運営協議会のもと、学校の財産として位置付けることで、継続的な取組とすることを確認した。学校と地域住民の相互の関係を深めることに有効である。
- ・市町教育委員会から委員の選出方法が記載された「学校運営協議会規則（案）」が示されたことにより、委員の選び方を明確にすることができた。

##### ○学校運営協議会の運営に関すること（開催回数、開催時期、取り上げる議題等について）

- ・市町教育委員会が中心となって、運営等に関わったことにより、学校の負担が軽減された。
- ・学校評議員会の制度と同じように回数や時期を決定したので、大きな混乱はなかった。
- ・学校のためだけでなく、地域のために何ができるかという視点も含めて話し合いを進めることができた。
- ・「コミュニティ・スクール<sup>3</sup>」の内容を理解するための研修会を実施したり、学校の様子を保護者や地域住民に見てもらえる機会を多くしたりすることができた（学校開放日、講演会、学園祭等）。
- ・開催回数は3回または4回が適当であることを確認した。

（開催時期は5月～7月に1回、9月～12月に1回または2回、2月～3月に1回）

内容の一例を次に示す。

第1回 議事	・経過報告 ・運営協議会役員の決定 ・今後の日程の承認	・学校運営協議会要綱の承認 ・本年度の学校経営の決定	・委員の委嘱 ・教育課程の承認
第2回 議事	・学校地域支援会議（学校応援団）について ・学校行事の案内と参観依頼	・学校評価の検討	
第3回 議事	・学校評価（教職員、保護者の評価まとめ）の検討 ・次年度の学校運営協議会の組織について	・次年度の学校経営、教育課程等 ・学校支援地域会議の組織について （地域学校協働本部）	

ただし、必ずこの回数でなければならないということではなく、必要に応じて回数を増減する。

##### ○学校応援団等の既存の組織との関わりに関すること

- ・既存の組織を有効に活用するとともに、学校応援団だけではなく、PTAや民生委員などの学校を支援する組織と関わりながら進めることができた。また、PTAではできない利点（児童生徒が卒業するまでの限られた期間ではない取組）を確認した。
- ・学校区の自治会に月に1回、学校便りやボランティア募集のパンフレット等を回覧したことで地域の団体（グラウンド・ゴルフ協会等）が新たに教育活動に参加することができた。
- ・学習活動を支援するボランティアの活動（家庭科の授業、読書指導、総合的な学習の時間等）や学校行事（ふれあい祭り）に対する参加及び協力者数が増加した。
- ・自治会（地区長）の組織を中心に行われる町の防災訓練において、生徒と保護者がともに、地区別協働防災訓練<sup>4</sup>（総合防災訓練）を実践することができた。

<sup>2</sup> 「やまなし教育大綱」では、県にとって、人は財（たから）であるとの考えから、すべての表記を「人財」としている。本提言においても、同様の考えから「人財」としている。

<sup>3</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（H29.4.1以降は6）に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒の保護者で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関（学校運営協議会）を置く学校。

<sup>4</sup> 参加した人が、協働して実施する防災訓練。中学生が地域に出て、大人と同じような役割を担い、地域のために貢献する態度を養うことも目的としている。

### ○学校評議員・学校関係者評価に関すること

- ・第2回学校運営協議会の時に、1学期の教職員の自己評価についての検討、結果の提示と2学期以降の課題改善についての意見質問を受けることで、2学期以降の取組に反映させることができた。
- ・第3回学校運営協議会の時に、学校評価の結果の送付と事前の検討を依頼することを確認した。
  - ①「1学期末の評価からわかる課題とその改善点の取組結果」と「2学期終了時に実施した保護者評価と教職員による自己評価の結果から行った考察」を運営委員に送付し、あらかじめ一読していただき、運営協議会で審議することができた。
  - ②学校評価の改善点を学校経営の重点や教育課程に反映させ、運営協議会に提案し、意見を聞くことができることを確認した。
- ・学校運営協議会の委員に学校評議員の代表が入ることで、学校評議員との連携を図ることができた。
- ・学校運営協議会を設置し、学校評議員を廃止したことで、学校関係者評価を学校運営協議会で実施することができた。委員の数も増え、多様な意見を聞くことができた。

### ○教職員に関すること

- ・教職員がどのような学校づくりが必要なのかという根本的な問題を見直すよい機会となった。
- ・コミュニティ・スクールについての学習会や研修会を実施したことにより教職員の理解が深まった。
- ・学校評価において、保護者から授業について良い評価を受け、励みになった。
- ・国の補助事業により加配された教員がいたことで、スムーズな運営を行うことができた。
- ・学校と市町教育委員会で協議や連携をする機会が多くなり、その関係性が高まった。
- ・本来、一人で指導する学習内容を、地域の方々の何人かに協力をいただきながら指導することで、児童一人一人に丁寧に指導することができた。
- ・教職員が、地域や保護者に対して積極的に情報収集や情報提供を行うようになった。

### ○児童生徒に関すること

- ・「よりよい学校づくりのためのアンケート」を実施し、学校のよいところや課題、地域との関わり方について実態を把握することができた。
- ・クラブ活動で地域のグラウンド・ゴルフの団体と交流したり、JA女性部の方々と調理する機会を持ったりするなど、地域の方とふれあう機会が増えた。また、地域が身近に感じられるようになったことで、あいさつなどができるようになってきた。
- ・中学生が地区の防災訓練に参加することで、地域の方とふれあい、活躍する場面があった。地域の方々に自分たちの頑張る様子を見ていただくことで、生徒は成就感を得ることができた。

### ○学校が地域に貢献すること

- ・生徒が地域の各行事に積極的に参加している（吹奏楽の発表、文芸作品の出品、町内駅伝への参加、学園祭で発表した郷土芸能の発表等）。
- ・児童が地域のよさを知り、地域のためにできることを考えることで、地域に貢献できる素地をつくることを確認した。
- ・児童が地域美化活動の一環として、地域のゴミ拾いや落ち葉拾いの活動に取り組むことができた。
- ・学習ボランティアの実践では、地域の方々の専門性を生かした授業実践ができ、教育効果が高まった。
- ・学校を会場として実施した音楽会に、地域の方も参加することができた。

## 2 課題とその解決策例 ( 内は解決策例 )

### ○体制づくりに関すること (委員の選び方, 委員への報酬, 組織等に関すること)

#### ① 委員の任期及び委員の決め方について

- (1) 自治会長などの充て職で委員を選んだ場合に, 任期が1年で終わる場合がある。

・任期が短いと, 継続した学校へのサポートや学校運営への関わりが少なくなる。自治会長などの充て職以外の委員は, 2年は継続するようお願いする。また, その際2年ごとに全ての委員が変わってしまうことがないように, つながりを考慮した人選・任期を工夫する。

- (2) 同じ町内の小学校がともに, それぞれの学校運営協議会を組織し, 委員を選んでいるために委員が重複してしまう可能性がある。

・年度が始まる前に検討し, 事前に調整をする。

- (3) 学校の統合により, 学区が広くなったときに, 地域の委員を選ぶことができない。

・可能な限り, 旧学区である地区の代表が委員として入るようにする。  
・中学校区については, 小学校と委員が重複するため, 一つの学校運営協議会を検討していく。  
(H29. 4. 1 の法改正により, 複数校で一つの協議会を設置可能となった)

#### ② 委員の報酬等について

- (1) 委員の報酬などの財源を確保することが難しい。

・公費 (市町村教育委員会予算) の中に, 会議費や委員の旅費, 報償費等を確保する。(地方自治法 203 条の 2) ただし, その額や支払い方法は条例で定める。(地財措置がされている)

- (2) 協力したボランティアの方が活動中に万が一, けがをされた場合に手当 (保険) が必要となるが, その場合の経費をどのようにするか。

・協力したボランティアの方が, 万が一, けがをされた場合の手当 (保険) として, 保険に加入する。現在, PTA 会員は親子安全会に加入しているが, それ以外のボランティアの方は, ボランティア保険に加入する。保険料については, PTA 会費から支出することも考えられるが, 予算化できるか検討していく。

#### ③ 委員が当事者意識を持つことが難しい。

・地域住民の中に学校運営協議会の趣旨を理解してもらうために, 地域住民を含めた学習会を開催することにより, 理解者や協力者を増やし, 委員選出のための人財を育成していく。

### ○学校運営協議会の運営に関すること (開催回数, 開催時期, 取り上げる議題等について)

- ① 開催回数は, 3回が適当か。それ以上がよいか。他の会議が増えている中で, 日程の確保が難しい。

・開催回数については, 現段階では3回または, 4回が適当だと考える。委員が負担感を上回るやりがいや成就感を持てるようにしたい。また, 年間の開催時期を年間計画の中に位置付け, 確定させていく (その場合, 臨時の開催についてもふれておく)。  
「コミュニティ・スクールって何?!」 p. 8 参照。

- ② 開催時間が昼間の時間帯の場合に, 仕事の都合等で参加できない場合がある。また, 昼間の時間帯の方がよいという方もいる。

・委員の状況を見ながら調整する。昼の時間と夜の時間を交互にするなど, 柔軟な対応が必要である。

- ③ 学校運営協議会の中で取り上げる議題の内容を, どのように決めていくか。

・学校側が, 熟議して欲しい議題を提示していく。p.5 中段の囲み, 3回の議事を参照。



- ④ 地域住民や保護者（及び教職員）が、学校運営協議会について共通認識を持つことができていない。

・「学校運営協議会」について広報したり、研修会を開いたりして情報を積極的に提供する。

- ⑤ 学校長が年度末の人事異動でかわる場合、次年度に向けて校長の学校経営の方針の説明をいつ行うか。

・年度の最後の会（2月または3月）に、次年度に向けての学校経営の方針の概要を説明する。その際、学校評価等で明らかになった課題とその改善策を示す。

## ○学校応援団等の既存の組織との関わりに関すること

- ① 学校の管理職や担当者の教員が事務局として、連絡の事務を行うには負担が大きい。

・地域をよく知る方に、コーディネーターとして、学校と地域とのパイプ役になってもらい、学校と地域をつなぐ役割を担ってもらおう。また、先進的な事例を紹介しながら、地域コーディネーターの育成と資質の向上を図るための研修を行う。

- ② コーディネーターの仕事は労力がかかるため、コーディネーターを地域の方をお願いすることが難しい。

・市町村教育委員会に事務局（コーディネーター）を置くことも考えられる。

- ③ 地域の方が日々の安全確保に関わる活動に加えて、学校運営協議会に関わる場合に負担が大きい。また、高齢者の方が、仕事をしている場合が増え、授業日に協力を得ることが難しい。

・実践を積み上げる中で、地域の人財のネットワークを広げていく。

- ④ 学校応援団が組織されているところと、されていないところでは、学習支援等の方を招聘するのにかかる労力の差が大きい。

・市町村教育委員会と連携しながら、必要であれば学校応援団や人財バンク的な登録をする仕組みを検討していく。

- ⑤ 制度や形にとらわれることなく、必要なものは何かを見極めていくことが難しい。

・各学校、地域の実情に合わせ、はじめに学校応援団等の組織ありきではなく、無理のない形で進める。

- ⑥ PTAとの関わりについて、今後どのようにしていくか。

・PTAと協力し、学校運営協議会の意見が反映できるようにする。  
・学校運営協議会の委員にPTA役員を加える。

## ○学校評議員・学校関係者評価に関すること

- ① 学校評価の課題である「労力のわりに成果が見えない」という問題点がある。

・評価項目を精選するとともに、評価の観点を明確化していく。また、簡潔で分かりやすいものとするために、「学校のグランドデザイン」と一体化した評価項目の設定を考える。  
・アンケートの質問数が多い場合に、回答が面倒になることで信憑性に欠けてしまう恐れがあるため、質問数についても精選する。  
・学校評価の参考とするため、委員が授業を観察する際には、何を観察するかを具体的に示す。

- ② 学校評議員の制度が形骸化している。

・学校関係者評価の重要性を認識した上で、学校評議員の役割や学校関係者評価を学校運営協議会で実施していく。  
・学校評価における自己評価の成果と課題及びその改善方策について、具体的に分かりやすく説明することで学校関係者評価とする。

- ③ 委員が学校の運営（教育課程等）について、分からない場合に質問や意見がでない。

・分かりやすく工夫されたグランドデザイン等を用いて、学校経営の方針や教育課程等の説明をする。

## ○教職員に関すること

- ① 教職員の多忙化が進む心配がある。特に、教頭先生の負担が増す懸念がある。

・教職員以外の地域住民の中から地域コーディネーターを選出し、学校が地域と連携・協力することで、教職員が児童と向き合う時間を確保できるようにする。

- ② 教職員が知っている地域の情報には、限りがある。

・地域の方の協力を得て、教職員対象の研修を行う。また、カリキュラムマネジメントの観点からも、積極的に地域とつながる視点をもって取り組む。

- ③ 新年度に転入してくる教職員の中には、コミュニティ・スクールに対する不安感や抵抗感がある。

・新年度の初めに、研修会を実施して、不安感や抵抗感を緩和する。

- ④ 活動内容を教職員全員に示すことができず、具体的な活動や役割（校務分掌）が一部の教職員に偏る。

・教職員全員に説明をしていく。全員で活動を進めていくための組織づくりを行う。

- ⑤ 「学校運営協議会が何をやっているのか」が、教員に伝わっていない。教員の関わりが少ない。

・学校支援部会等（地域学校協働本部）の組織に教職員が入る。そのことにより、教職員の声を伝えるようにする。教職員が企画や計画に参画するような組織づくりを行う。

- ⑥ 国の補助事業により加配措置された教員が、どのような役割を果たすか分かりにくい。

・国の補助事業により加配された教員が行う仕事内容や校務分掌を明確にする。

- ⑦ 地域学習において、よりよい授業を行い、地域の人財を組織化していくためにはどうしたらよいか。

・新年度の初めに、研修会を実施して、不安感や抵抗感を緩和する。全ての教科・領域で、地域学習の視点を取り入れた授業を行うことができるように工夫する。  
・総合的な学習の時間においては、「地域学習」を教育課程に位置付けるなど、教育課程の編成を工夫することを検討する。  
・学習指導においては、『ふるさと山梨』郷土学習教材等の教材を効果的に活用する。

## ○児童生徒に関すること

- ① 児童生徒が地域の行事に参加する場面が少ない。特に、自治体の防災訓練に参加する中学生が少ない。

・地域の行事を、保護者や児童生徒が参加しやすいものにしていく。  
・地域の防災訓練などは、児童生徒の活動が含まれる内容となるよう自治体と協力を図る。

- ② 児童生徒に地域の担い手という意識を育むことが難しい。

・大人が進んで地域・子供と関わり、地域で活動する姿を見せることで、児童生徒自身が地域の担い手であるという意識に変えていく。

- ③ コミュニティ・スクールの目的や具体的な取組についての説明ができていない。

・児童生徒にも分かりやすく、コミュニティ・スクールについて説明する機会を設ける。

- ④ 地域への貢献活動をどのように具体化していくか。

・児童会・生徒会活動で地域への貢献活動を検討し、実践していく。

## ○保護者に関すること

- ① 保護者に十分な説明がなされていない。

・学年PTAの際に、大学教授等によるコミュニティ・スクールに関する講演等の研修会を行う。  
また、その内容を学校便りに掲載する。

## ○学校が地域に貢献すること

- ① 統合した後で学区が広域にわたっているため、具体的な取組を行うことが難しい。

・地域で活動する以外の貢献活動も含めて、児童生徒主体の活動にするため児童会・生徒会とともに検討していく。学校運営協議会の大きなテーマとしていく。

- ② 統合した後で、学校が地域に開かれていない。

・学校便りの発行、ホームページの充実、学校開放などを推進し、多くの住民に学校を訪問していただける機会をつくる。

- ③ 活動が多岐にわたると学校の負担が増えすぎてしまう。

・活動を精選し、例えば防災・防犯などに特化するなど地域の実情を考慮し重点化して取り組む。

- ④ 学校が地域に貢献したいと考えている内容と地域が学校に求めているものに違いがある。

・地域住民が求めているものを的確に把握し、地域の要望（ニーズ）を考慮して取り組む。

- ⑤ 中学生が日曜日に行われる地域防災訓練に、授業日として参加したが、地域に出での活動を教育課程にどのように位置付けるか。また、「地域の中で何かあったときには、中学生が役に立つ」ということが地域住民に意識されていない。

・地域防災訓練に自主的に継続して参加できるようにし、地域に貢献できることを示していく。  
・日曜日に実施された地域防災訓練を教育課程に位置付けた場合は、週休日の振替を行う。

## ○その他

- ① 学習支援ボランティアの効果が本当にあったのかを検証する必要がある。

・学習支援ボランティアについては、状況に応じてアンケート調査等を行い、活動の効果を検証する。

- ② 地域の方が頻繁に学校に出入りするようになった場合に、その中に紛れ込んだ不審者により、児童の安全を脅かすようなことにならないか。

・児童の安全を脅かすことが絶対に無いように、不審者を見かけた場合の対応を確認し、説明しておく。  
・学校に出入りする際には名札を着用するなどの工夫をする。

## II 市町村教育委員会の推進方策

- ・学校の特色や地域の実情を踏まえて、体制の整備，コーディネーターの配置，研修の充実，地域住民への情報提供を行う。

## III 教育庁 教育事務所としての支援

- ・学校運営協議会を設置した学校であるコミュニティ・スクールのよさを周知する。また，域内の推進校の取組を紹介するとともに，当該学校からの要望に対応する。
- ・市町村教育委員会，当該学校と情報を共有して推進していく。

## IV 教育庁 義務教育課としての支援

- ・学校の特色や地域の実情を踏まえて，学校運営協議会が目指すものを明確化し，計画を策定する。
- ・推進校への取組を中心に支援を行うとともに，未指定の地域の市町村への支援を行う。
- ・いじめ・不登校対策，特別支援教育，キャリア教育，安全・防災教育，地域人材活用，学力向上，郷土学習等，他の事業をコミュニティ・スクールの視点で見直し，より一層地域と連携していく仕組みを導入していく。
- ・推進校の取組の成果等を広く周知する。

## V 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正にともない確認すべきこと

本「提言」は，平成28年度に推進委員会で検討したことを基にした提言である。コミュニティ・スクールは，「地域とともにある学校づくり」の有効なツールであり，今回の法改正は，全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールとなることを目指すためのものである。本「提言」とあわせて以下の改正事項を確認し検討する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）47条の6（\*5から6に変更）H29.4.1～改正事項

①学校運営協議会の設置を努力義務化

②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し，必要な委員を追加  
学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう，役割を見直す  
協議の結果に関する情報提供の努力義務化  
地域学校協働活動推進員やこれに準ずる者を委員に加える

③委員の任命に関する校長の意見申出を規定

校長がリーダーシップを発揮できる仕組みを規定

④任用に関する意見の柔軟化

教職員の任用に関する意見の対象とするか，教育委員会規則で規定  
（例：特定の教員に関するものは除く など）

⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に

小中一貫教育など，相互に密接な連携を図る必要がある場合には，二以上の学校について一の協議会を置くことができる

\*この他，協議会の運営が適正を欠き，学校運営に支障をきたすときには，教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとするほか，協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている。

平成28年度	学校運営協議会設置推進員会	推進員
◎日永 龍彦	山梨大学大学教育センター	教授
○長坂 香織	山梨県立大学看護学部外国語領域	准教授
柴 茂生	昭和町教育委員会	教育指導監
小林 泉	昭和町立西条小学校	校長
小林 治夫	昭和町立常永小学校	校長
鷹野 弘	昭和町立押原中学校	校長
横森 一哲	中央市教育委員会	教育指導監
矢野 秀之	中央市立田富南小学校	校長
近藤 勝	南部町教育委員会	学校教育課長
石川 君男	南部町立南部中学校	校長
倉田 憲一	山梨市教育委員会	指導主事
古屋 宗久	山梨市立笛川小学校	校長
長坂 文史	都留市教育委員会	学校教育課長
渡邊 靖	都留市立旭小学校	校長
上原 千歳	上野原市教育委員会	学校教育課長
菊池 康子	上野原市立島田小学校	校長
降矢 俊彦	上野原市立上野原中学校	校長
島口 英俊	北杜市教育委員会	指導主事
浅川 孝夫	北杜市立泉小学校	校長
那須 文彦	甲州市教育委員会	指導主事
清水 正俊	甲州市立菱山小学校	校長
大窪 和美	大月市教育委員会	学校教育課 主査
佐藤 政道	大月市立初狩小学校	校長
青木 央	社会教育課	主幹
村田 勝一	社会教育課	副主査
松井 涉	中北教育事務所	指導主事
板山 俊彦	中北教育事務所	指導主事
渡辺 安人	峡南教育事務所	指導主事
竹川 和彦	峡東教育事務所	主幹・指導主事
堀内 一義	富士・東部教育事務所	主幹・指導主事
樋口 和仁	義務教育課	課長補佐（事務局長）
一瀬 邦彦	義務教育課	指導主事（事務局）
佐久間 覚	義務教育課	指導主事（事務局）

(◎：推進員長，○副推進員長)  
平成29年3月31日現在